

福県医発第2222号(保)
平成16年 3月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



医療用具の保険適用について

標記の件につきまして、平成16年2月26日付保医発第0226001号で厚生労働省保険局医療課長より、「区分A2」、「区分B」および「区分C1」につきまして、平成16年3月1日から新たに保険適用となった医療用具が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分A2」および「区分B」の定義につきましては下記のとおりです。

記

A2： 当該医療用具を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分のいずれかに該当するもの。

B： 当該医療用具が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成14年3月厚生労働省告示第98号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

上記資料が必要な方は当医師会事務局へご連絡ください。（46ページ）

